

完了検査申請、中間検査申請の取り扱いの変更について

今般、「電子申請」で確認申請を行った物件は、中間、完了の申請も「電子申請」となることから、その取扱いを4月1日より以下のとおり変更いたします。

- 1 「完了日」及び「チェックリストの検査日」については、「予定日」として記載可能とします。

監理者の行った検査の「実施日」がチェックリストに記載した「予定日」と異なる場合等は、現場検査時に検査員に報告してください。

- 2 「検査日」の予約開始を

「2週間前の週初めの日以降」から

「原則1ヵ月前の週初めの日以降」とします。

- 3 電子申請の導入に合わせて手数料の納付方法は、原則、銀行振込となりました。

- 4 検査員による現地検査の結果、手直し等が生じた場合（軽微なものを除く）は、手直し工事等の終了後に「再検査申出書」を提出して、

「再検査」を受けてください。（合格すれば検査済証を発行します。）

なお、再検査手数料は、手数料規程により一律12,000円です。

また、現地検査の結果、計画変更等手続きが必要な場合は、「計画変更確認申請」等の手続きを行い、「再検査申出書」を提出し、以下同様の流れとなります。

なお、現地検査前に手続等が判明した場合は、検査日を変更する場合がありますが、検査申請を再度する必要はありません。